



平成 30 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長 廣瀬 靖夫
(コード：7021 東証第2部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 松井 慎一
電 話 番 号 (TEL. 03-5561-6200)

株式給付信託 (BBT) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 18 日付で取締役及び執行役員 (社外取締役を除きます。以下「取締役等」といいます。) を対象に株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」 (以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) の導入を公表し、平成 30 年 6 月 28 日開催の第 93 回定時株主総会において役員報酬として決議されましたが、本日開催の取締役会にて、その詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 4,785 株 (平成 30 年 3 月 31 日現在) のうち、4,700 株 (8,629,200 円) を資産管理サービス信託銀行株式会社 (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者) に設定される信託E口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 平成 30 年 8 月 20 日 (予定)

- (8) 金銭を信託する日 : 平成 30 年 8 月 20 日 (予定)
- (9) 信託の期間 : 平成 30 年 8 月 20 日 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 120,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 80,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法及び取引市場を通じて取得
- (5) 株式の取得期間 : 平成 30 年 8 月 20 日～平成 30 年 12 月 28 日 (予定)

以 上